

京丹後市まちづくり基本条例の見直しについて 京丹後市まちづくり委員会が市長へ答申

令和元年 12 月 23 日

京丹後市役所

京丹後市は、平成 20 年 4 月、自治の主役である市民一人ひとりが市政に関心と責任を持つと同時に、市と市民が協働してまちづくりを進めるため、その最高規範とする「京丹後市まちづくり基本条例」を制定しました。条例では、まちづくりの基本理念や目標、市民や市の役割、責任などを掲げ、さまざまな施策を展開しているところですが、本条例についての検討及び見直しを行うこととしており（※）、令和元年 7 月 29 日、「京丹後市まちづくり委員会」（中谷 真憲会長）に諮問。次のとおり答申を受けますので、お知らせいたします。

- ① 日 時 令和元年 12 月 27 日（金）午前 11 時 30 分から
② 場 所 京丹後市役所峰山庁舎 2 階 市長応接室
③ 内 容 京丹後市まちづくり基本条例の見直しについて（別紙参照）
報告者 … 中谷 真憲会長、川戸 一生職務代理

※(条例の検討及び見直し)

第 32 条 市は、この条例の施行後 4 年以内ごとに、この条例が京丹後市にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討し、その結果に基づき見直しを行うものとする。

2 市は、前項の規定による検討及び見直しを行うに当たっては、市民の意見を聴取するとともに、これを適切に反映させなければならない。

京丹後市まちづくり委員会

「京丹後市まちづくり委員会条例」に基づき、市民の市政への参加を促し、自治と協働によるまちづくりを推進するための施策について審議していただくため、平成 22 年 4 月に設置。

【 担当:市長公室 政策企画課 Tel0772-69-0120 】

京丹後市まちづくり委員会の答申について（概要版）

2019/12/23

政策企画課

第1 答申

京丹後市まちづくり基本条例は、京丹後市のまちづくりを進めるための仕組みや基本的ルールを定めており、自治と協働によるまちづくりを進めるための原動力となるもので、基本的には変更する必要はないものと考えているが、国の法改正等に伴い、審議を重ねる中で、まちづくり基本条例が京丹後市にふさわしいものであり続けるため、「青少年の権利」第13条についての見直しが必要と考えます。具体的な改正案は以下のとおりです。

（現行）

（青少年の権利）

第13条 満20歳未満の青少年は、それぞれの年齢に応じた関わり方でまちづくりに参加する権利を有する。

（改正案）

（青少年の権利）

第13条 満18歳未満の青少年は、それぞれの年齢に応じた関わり方でまちづくりに参加する権利を有する。

加えて、諮問を検討する過程において、本条例を生きたものとするため、実効性の確保に係る意見について、付帯意見として報告をします。

第2 京丹後市まちづくり基本条例の検討作業

月日	会議名	場所	内容
7/29	第1回まちづくり委員会	市役所 205 会議室	委員委嘱、役員選出、市長諮問
8/26	第2回まちづくり委員会	市役所 205 会議室	京丹後市のまちづくりに関するアンケートの検討
9/30	第3回まちづくり委員会	市役所 201 会議室	条例改正検討 未来のまちづくりワークショップ ・持続可能な地域づくりの取り組み
10/28	第4回まちづくり委員会	市役所 205 会議室	条例改正検討
12/13	第5回まちづくり委員会	市役所 201 会議室	答申案検討及び確認

第3 京丹後市まちづくり委員会委員名簿

役 職	委員氏名	役職等
会 長	中谷 真憲	学校法人 京都産業大学 法学部 教授
職務代理	川戸 一生	京丹後市区長連絡協議会 副会長
委 員	大庭 哲治	京都大学大学院 経営管理研究部 准教授
委 員	吉岡 和信	京丹後市区長連絡協議会 会長
委 員	野々垣 里美	子育て世代代表
委 員	奥野 美智恵	知識経験者
委 員	中西 脩介	京丹後市商工会青年部 部長
委 員	吉岡 高博	一般社団法人 京丹後青年会議所 専務理事
委 員	土出 尉恵	社会福祉法人 京丹後市社会福祉協議会 福祉課長
委 員	越江 昭公	京丹後市農業経営者会議
委 員	味田 佳子	京都府丹後広域振興局 企画総務部 企画振興室 協働コーディネーター
委 員	小林 朝子	一般社団法人 丹後暮らし探求舎 移住相談員
アドバイザー	新川 達郎	同志社大学大学院 総合政策科学研究科・政策学 部 教授